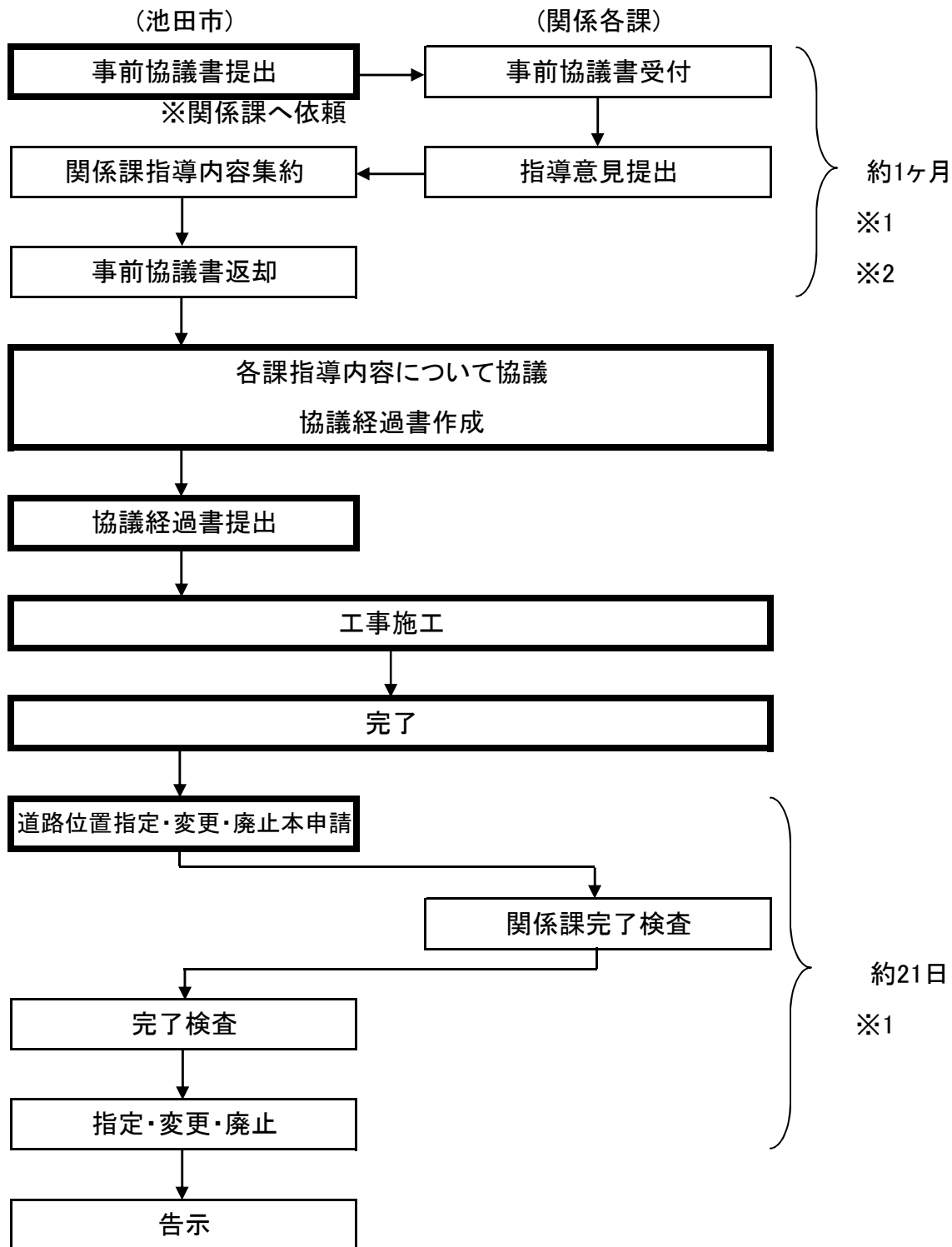


資料－3

道路位置指定・変更・廃止申請フロー及び標準処理期間

太枠：申請者行為



※1標準処理期間とは、申請に対する処分について、その申請が市に到達してから処分するまでに通常要すべき標準的な機関です。申請の処理に要する期間はあくまでも目安であり、標準処理期間内に必ず処分が行われることを意味するものではありません。また、申請の補正等に要する期間は含まれません。

※2変更・廃止については、事前協議の前に事前相談が必要な場合があります。